様式第４号

（用紙Ａ４）

令和3年4月15日

CPD単位を取得した技術者名簿

（技術職員名簿に記載のある者を除く）

通番	氏名	生年月日	CPD単位
1	紀州　一郎	H5.6.3	30
2	紀州　花子	H6.6.3	0

上記技術者が取得したCPD単位の合計（①）	30
技術職員名簿に記載のある技術職員が取得したCPD単位合計（②）	120
CPD単位総計（①＋②）	150

記載要領

1　この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、建設業法第七条第二号イ、ロ若しくはハ又は同法第十五条第二号イ、ロ若しくはハに該当する者又は一級若しくは二級の第一次検定に合格した者であって、規則別記様式第25号の14・別紙２に記載のない者について作成すること。

2 「CPD単位」の欄には、技術者がＣＰＤ認定団体によって修得を認定された単位数を、告示別表第十八の左欄に掲げるCPD認定団体ごとに右欄に掲げる数値で除し、30を乗じた数値を記載すること。

なお、小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

「CPD単位を取得した技術者名簿」です。

なお、「CPD取得数」又は「レベル向上者数」のいずれか一方でも加点の希望がある場合には、「技術者数」及び「技能者数」の両方を記入し「CPD単位を取得した技術者名簿」及び「技能者名簿」の両方を提出してください。

ただし、記載対象者がいない場合には省略できます。

- **CPD単位の獲得の有無に関わりなく**、「技術職員名簿」に記載していない常勤で審査基準日から遡って6か月を超える期間雇用している、**次のいずれかに該当する**人を全て記入してください。
  ①　営業所の専任技術者になれる資格又は実務経験を持っている。
  ②　一級又は二級の第一次検定に合格している。
- 記載した人のうち、CPD単位が0でない人について、①常勤、②審査基準日時点で6か月を超える期間雇用していることを確認するため、「技術職員名簿」に記載した人と同様の書類を提示してください。
- 記載した人のうち事前に県に登録している資格者については、資格者証等の提示は不要です。ただし、CPD単位が0でなくかつ基幹技能者又は一級又は二級の第一次検定に合格している人については、さらに資格を証する書類を提示してください。
- 生年月日順（年長者→年少者）に記載してください。

- CPD単位の計算方法は「技術者名簿」と同様です。

- 「技術職員名簿」及びこの「CPD単位を取得した技術者名簿」に記載したCPD単位の合計を記入してください。